

現代各国の農地改革の比較研究

井上 隆

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Comparative Study of Agrarian Reforms under Contemporary System in Some Countries

INOUE Takashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

This comparative study focuses on agrarian reforms in some countries for contemporary system in the terms of land ownership, tenancy, land acquisition and redistribution in an inductive way. Agrarian reforms are expected to correct perverted economic structures and laws by new laws. For that purpose strong political will with firm civic support is indispensable. The objective of agrarian reform is the establishment of landed farmers. For achieving the aim, this paper analyzes restrictions on acreage and time for effective implementation. In order to make solid results of reform perpetual, periodical review and adjustment on restrictions are necessary for possessions of land.

1.はじめに

戦後、GHQ 主導で行われた日本の農地改革は最も成功した戦後改革と言われている。しかし、その農地改革も施行後、農業の急激な衰退とそれに伴う都市部への人口集中、市街地の改革対象からの除外に遠因する農地法と土地計画法の齟齬等、様々な問題が生じており、長期的な観点からの再検討の必要がある。当研究は日本の農地改革を含め、様々な功罪をもたらした世界各国の農地改革の総括と比較を通して、適正で効果的かつ普遍的なあるべき農地改革を検証する。

2. 農地改革の目的と必要性

2.1 自作農創設か国営化集産化か

農地改革は農業と土地制度に起因する政治経済的、社会的諸問題の解決、改善を目的としている。その方向には大別して自作農拡大か国営化集産化がある。資本主義国の農地改革は自作農創設を主目的としてきたが、社会主義国は土地国有化と農業集団化を目的とした。現代では欧米先進国における自作農創設策が世界的に合意された農地改革の方向となってい

るが、多くの発展途上国では現在も大土地農業経営は経済構造問題の中心である。また、日本では農業衰退の打開策として、農業法人への小作規制緩和が進められている。しかし、社会主義の集産制農業と発展途上国の大規模農業経営、先進国の農業法人の違いについて所有形態と組合または会社の設立形態の違い以外は生産と組織構成に十分な規定がなされていない。その違いによる利害を明確に定義できないかぎり、企業型農業の可否は判定できない。

2.2 自作農創設策の意義とその経済性

先進国では小作制と大規模農場が民主化と近代化とともに自作農に分解していった。19 世紀のアメリカのホームステッド法による自作農創設と南北戦争での奴隷制農場の解体はその典型的な例である。先進国では小作制が非生産的で反社会的であり、自作農が技術面と経済性で大土地農業経営に劣らないとの共通認識がある。しかし、発展途上国では大土地農業経営の優位性は圧倒的で、多くの弊害と農民の犠牲の上に成立しており、また、農産物輸出によって先進国の農家を補助金と関税なしに経営できな

い状況に陥らせている。全分野で企業組織化が行なわれてきた先進資本主義国で、農業だけが家族経営の自作農に担われていることは奇異でさえある。しかし、人類の長い歴史を経て近代化民主化とともに自作農へと個別化が進んだ農業は、現代の大規模組織化の弊害が顕現化している企業組織形態に対し、より民主的な社会的厚生という要素を優先している。

3. 各国の土地制度の諸状況

日本の農地改革は農地制度を変革しうる歴史的に絶好の条件下にあった。農地改革において、改革前の土地制度の状況が大きな条件となるが、国連食料農業機関（FAO）は発展途上国の土地制度の状況を以下のように分類した。a.プランテーションと村落が分離した重層的な小農社会（スリランカ）、b.広範な分益小作制（フィリピン）、c.土地不足で土地再配分の余地がなし（バングラデシュ）、d.極端な土地集中により大土地所有制と小土地所有制が分離（コロンビア）、e.土地改革は成功したが、総合的な農地改革と農村改革が不十分（シリア）、f.慣行的な土地保有制度が変化しつつあり、総合的な農地改革と農村開発への政府のコミットメントが強力である（タンザニア）。^{1 2}

4. 改革の計画と施行

4.1 改革施行の主体

実効性のある農地改革の前提条件として、政府等の改革の施行者の積極性とその対象となる国民や農民組織の強固な支持が重要である。改革の立案、立法、施行は政府の司法立法行政と軍、警察の全組織を挙げ、政府外の社会、経済組織の動員と協力を伴う全国的なものから、実効性に乏しい立法処置や名目的な行政方針まで程度の差がある。

日本の農地改革で都道府県と市町村の農地委員会が大きな役割を担ったように、農地改革では専門の行政機関や地主と農民の代表等が参加する委員会が設立されることが多い。1871年の「アイルランド国教会廃止法」による農地改革では教会財産整理委員会が教会保有地の売却を管理したが、その後も諸委員会を中心に農地改革が行われた。³ペルーのベラスコ（Juan Velasco Alvarado）軍事政権の1969年か

らの農地改革では農地改革・農村建設総局がプランテーションを引継いだ農業協同組合と個人に農地再分配を行なった。⁴フィリピンでは1971年の「農地改革法」改正に伴い農地改革省が設置され傘下の農業法律援助局は農民に法的支援を行った。⁵

農地改革の実行主体の殆どが政府とその関連組織であるが、一元的に中央政府が行うものと地域性を重んじ地方自治体によるものに別れる。中央と地方では農地改革への利害や姿勢も異なり、地方では地主階級の干渉が及びやすい。フィリピンではアメリカの植民地政府が1933年に小作料の制限法を立案したが、各州の町会で地主層に決議を妨げられた。⁶ソ連崩壊後のロシアでは保守的な地域指導者によって土地改革が妨害されないように、各地区に設けられた土地改革委員会は国家土地改革委員会の直属組織として再配分事業を行った。⁷台湾では公有地売渡しの実施機関は省土地局及び県市政府であった。補助機関として県市に自作農創設委員会が設置され、買受け申請人の審査、価格決定、調停を行なった。⁸ハンガリーでは土地改革国家委員会と地方土地配分委員会が設置され、土地再分配問題の最終決定を行ったが、村の土地要求委員会の行き過ぎた収用と再配分を抑制する目的も担っていた。⁹

政府内外の組織の関与の度合いは様々であり、司法立法行政の間や省庁間で対立が起こることもある。フィリピンのマグサイサイ（Ramón Magsaysay y del Fierro）政権による1955年の土地改革立法に執拗に反対したのは地主層に支配された議会であったが、マグサイサイは土地制度委員会を政令によって設置し、農地小作局が実施機関として農地の小規模な買収と分配を行えたのみだった。¹⁰南アフリカでは1994年からの農地改革において農業省と土地省の大臣職が統合されて以降も立案と施行に連携がなく、役割分担も曖昧で土地改革に支障をきたした。¹¹

日本や東欧諸国に限らず、多くの農地改革がアメリカやソ連等の占領国や宗主国によって、被占領国、植民地、保護国に対し直接的間接的に行われてきた。南ベトナム（ベトナム共和国）のゴー・ディン・ディエム（Ngô Đình Diệm）政権はアメリカの後押しで1955年から土地改革に着手した。¹²インドでは英総督府が戦前から小作立法等を行い、中間搾取層を排

除するライヤットワリー制度 (Ryotwari) は 1947 年の独立時で耕作地の約 55% に及んだ。独立後はインド政府計画委任会が農地改革の中心的役割を果たし、1950 年のマドラスのザミンダール制度 (Zamindhar system: 租税請負人制度) 廃止法やジャンムーカシミールの大土地所有制度廃止法の制定、小作保護政策等を推進した。この結果、自作農の比率は 1950/51 年の 52.4% から 1961 年には 76.9% 達した。^{13 14}

農地改革において、政府外の組織の協力は非常に重要である。ビルマでは中央の土地国有化省から村まで各段階に農地改革の実施機関が設置されたが、実質的な推進者は全ビルマ農民連盟 (APO) だった。¹⁵ インドネシアでは新国営農園公社 (PPN-Baru) が農地改革を施行したが、農民約 164 万人を組織するインドネシア農民連盟が改革を強力に後押しした。¹⁶ 台湾の 1949 年の小作料引き上げでは、村会や地主小作集会、個人訪問により小作契約内容が審査された。¹⁷ 農地解放を掲げる反政府組織もまた農地改革実施への圧力となる。フィリピンでは対日共産ゲリラ組織フクハラバップ (Hukbalahap) の戦後の農地解放闘争はマグサイサイ政権をして農地改革を実施させる一因となった。¹⁸

農地改革の多くで収用や再分配に関連し、裁判所が設置された。南ベトナムでは 1956 年の農地改革で地主小作間の係争は農地改革裁判所で裁定され、中央農地委員会の承認を得て処理された。¹⁹ 1881 年の「アイルランド土地法」では土地委員会が土地裁判所として地代の裁定を行った。²⁰

また、中南米の軍事政権等、多くの農地改革が軍部や警察組織の直接的関与によって行われてきたが、程度の差はあれ、国民の政権支持強化を目的としていた。パキスタンではアユブ・カーン (Ayub Khan) 軍事政権が 1959 年に西パキスタン土地改革委員会を組織して農地改革を進展させた。²¹ 農地改革は腐敗なく強力な中央政府の統制と施行なくしては、地主階級等の既存勢力によって、不徹底なものにされやすい。多くの成果を挙げた農地改革は民主的政権よりも軍事政権や占領軍、宗主国、軍事的基盤の強固な革命政権によって行われた。

4.2 改革の対象

農地改革の対象は小作地とその地主と小作、そして、直接経営による大農場とその所有者と農業労働者に大別される。農地改革の対象の範囲設定はそのまま改革の規模に反映される。自作農創設策は地主階級の存続に関わり、日本の農地改革のように徹底したものは国民の大半が対象となる大制度改革になる。

英統治時代のパキスタンとバングラデシュの小作制は永代借地人 (Ryot; ライオト) と一時借地人に大別されたが、パキスタンでは一時借地人が小作の主体であった。一方、バングラデシュでは 1950 年に「東ベンガル政府土地取得および小作法」でザミンダール制度廃止が決定され、²² 約 70% が永代借地人となった。²³ 南イタリアの 1950 年の土地再分配では収用地の小作農、近隣出身者、他地域出身者と取得順位がつけられたが、土地無し農民を主要な政策対象としていた。²⁴

中華人民共和国では 1946 年に支配地域の農地改革に着手したが、地主を土地収用の対象として小農へ土地分配を行うものだった。国共内戦後の 1950 年の「土地改革法」では中小地主を富農に分類する懐柔策に転じた。1953 年までの分配地は 1 人平均 1.8 畝 (1 畝=666.67m²) から 5 畝であった。^{25 26}

4.3 小作料、地代の制限

小作料や地代の軽減は消極的な農地改革だが、小作政策として死活の課題であり、その後の改革を大きく左右する。日本でも 1924 年には「小作調停法」が、1938 年には「農地調整法」が施行され、小作権拡大という点で戦後の農地改革への条件を整えた。²⁷ マレーシアでは 1955 年の連邦米作農民条例で等級地別に小作料統制を行ない、分益小作料を 1/3 に制限し、不当な立ち退きを禁止した。²⁸ 戦前、ベトナムでは小作料が収穫量の 50-70% だった。50 年代中期の南ベトナムのゴーク政権の農地改革では 15-25% に軽減する法律が布かれたが厳守されなかった。²⁹ 一方、北ベトナム (ベトナム民主共和国) は本格的な農地改革の前に 1949 年の「小作料引下げ令」により小作料引き下げを行なった。³⁰ タイでは 1930 年当時、小作農の比率は 94% から 2% までと大

きな地域差があったが、チャオプラヤー河デルタ地帯を中心に地主制が広範囲に確立していた。小作料にも地域差があり血縁間の小作契約が多い。1950年の「2493年小作料統制法」では小作料制限と5年以内の小作契約延長の保障、不作時の小作料取立て禁止を定めた。³¹1983年でも小作農と自小作農合せて24.4%に上った。³²1945年10月に南朝鮮ではアメリカ軍政府が収穫額の1/3を小作料の限度として後、地主の小作地投売り等により1946年から1949年までに総小作地面積は63%から40%へ減じた。³³

戦前の台湾では小作期間は1年か3年が多く、小作料は田で5割前後であった。1939年には小作料引き上げが禁止された。1949年には国民党政府によって小作料が37.5%以下に制限され、農地価格が3-5割程度、下落した。³⁴ ³⁵このように継続的な小作料引き下げ政策も農地価格下落の要因となり、自作農創設を進展させる効果を持つ。

4.4 自作農創設支援策と土地既得権の保障

大半の農地改革では自作農創設が主目標であるが、収用や法による所有制限ではなく、土地の市場取引に基づく自作農創設を金融的、制度的に支援する方法も多用されてきた。アイルランドでは1840年代の大飢饉以降の急激な人口減少で社会基盤の存続さえも危ぶまれた。その農地改革は社会政策として行われたという点で近代的農地改革の嚆矢となったが、土地の市場取引を通じた自作農創設策を基盤としている。³⁶1868年以降、英国政府はアイルランドの自作農化を進めていたが、「1903年アイルランド土地法」の施行から1916年までに土地を購入した小作農は75%で小作地総面積の61%にも及んだ。³⁷日本統治下の朝鮮では1918年には自小作農と小作農が75%以上を占めていた。総督府の資金提供によって1928年から終戦まで自作農創設計画が実施されたが、金融組合連合会の貸付による自作農創設のほうかはるかに実績が高く、しかも、これらは自作農と自小作農減少にはるかに及ばなかった。³⁸

農地改革として伝統的土地占有権や既存の土地権の法的な保障と調整も行われた。ホンジュラスの1972年の「農地改革法」では10年以上、共同体的土地保有であるエヒード(ejido)の土地か国有地を

占有する農業経営者には200haの当該地の所有を認め、その後、売却も可能になった。³⁹1992年、サリーナス(Carlos Salinas de Gortari)政権はエヒード内の分割地を私有地化したが、違法なエヒードの土地賃貸や上限を超える私有地を合法化する処置だった。⁴⁰ ⁴¹黒人政権成立後の南アフリカでは1996年の「土地改革(労働小作人)法」で白人農場に二世代以上、居住耕作した小作黒人世帯の立ち退きを禁じ、翌年、その土地権も保護した。⁴²戦前の台湾では小作農が転貸により中間地主となっていたが、台湾総督府は1904年に中間地主を土地所有者として認めた。⁴³

4.5 土地の取得と再分配

資本主義国家では自作農創設が農地改革の主目的であり、土地の買収と収用、再分配は改革の中核となる。中国や旧社会主義国家では国営化集産農業から自作農を創設する新たな試みもなされている。戦後の台湾では1949年からの小作料引き下げ、1951年からの公有地の本格的売渡し、1953年からの小作地の強制買収と分配というように3段階の農地改革が行なわれたが、それは多くの農地改革の方法と順序、段階として共通している。⁴⁴そして、土地収用は一般的に最も強権が必要とされる段階である。インドネシアでは20世紀初めに企業農園は総輸出額の90%を行っていたが、独立後の1958年にはオランダ系企業農園の80%が接収された。⁴⁵また、土地の円滑な再分配には細心な政策が要求されるが、韓国の1950年からの農地分配では生産高と家族数、性別、年齢による点数制規定が採用された。⁴⁶ ⁴⁷

土地取得と再分配の具体的な施行方法は各国の政治制度や社会制度、地域性等によって大きく異なる。1950年のシーラ法に基づきイタリア南部で行なわれた農地改革ではシーラ土地改革公団の計画案公布後、25日間申し立てがなければ、国会に回付し、委員会で認可された。その後、同公団によって、300ha以上の地主の土地収用と補償、再分配、金融的援助等が行われた。別の農地改革のための同年のストラルチョ法では土地生産性を加味した収用補償額の確定方式に変更された。また、収用対象地の1/3の300ha以下は2年以内の土地改良で半分が収用

を免除された。⁴⁸これらは政府機関が土地取得と再分配で高度な設計とそれに基づく施行をした例である。

また、人種的要素は土地制度形成と土地問題の要因となり、多くの場合、階級構成と重複するが、農地改革の困難を増大させることが多い。1994 年から始まった南アフリカの土地改革では強制移住者への土地返還が大きな課題であった。土地再分配も進められたが、補助金支給額の低さや農地の高騰によって遅滞した。2007 年時点の移転された総農地面積は 5%であり、その内の 29%が土地返還によった。⁴⁹

社会主義国家では農業集団化への過程として、土地の再分配が導入された。ハンガリーの 1945 年からの土地改革では大私有地等の国土の 1/3 が収用され、配分されたが、規模において他の東欧諸国を圧倒した。1949 年には農地の 88.3%が個人農家のものとなったが、50 年代から国営農業と協同組合農業の導入が進展し、1974 年には個人農家は 6.8%にまで低下した。⁵⁰

ソ連崩壊後、旧社会主義圏では一般に農地集約化の過程を逆転させた土地再分配が行われた。農業集団化が 1950 年代以降に行われた東欧諸国の多くは、旧土地所有者への旧所有地返還が優先された。ブルガリアとチェコスロバキアでは大半の土地に形式的にせよ個人所有が残されていた。⁵¹ハンガリーでは競売で旧所有地ではない農地での返還が行われた。1930 年代に土地の収用が終わったロシアやウクライナ等では集団農場従業員へ土地の持ち分所有権が無償譲渡された。アルバニアとルーマニアでは農場労働者達自身による土地分配で多数の小規模経営が現れた。⁵²

ロシアでは 1991 年に「土地法典」が制定されたが、自作農創設は地区ソビエトを通して土地を分与される一般市民と旧コルホーズと旧ソフホーズである農業企業から土地持ち分を分与された組合脱退者に分かれた。1991 年の平均土地持ち分は 1 人当たり 10-15haであった。1991 年の農民経営の総面積は 100 万ha近くに達したが、ロシアの全農地面積の 0.4%に過ぎなかった。1991 年から 1994 年までに 2500 万haの土地が個人に再分配された。⁵³1995 年初

めには農業企業のうち 7 割弱が会社組織と協同組合に変わり、農地の 83.3%、耕地の 78.9%に持ち分所有権が設定され、1130 万人がその所有者となった。⁵⁴

農地改革の失敗例とされるフィリピンでは 1957 年に米軍が不在地主の土地全部と在村非耕作地主の 4ha以上の土地の収用を勧告したが、実施されなかった。1962 年のマカパガル (María Gloria Macaraeg Macapagal-Arroyo) 政権による農地改革では地主の保有限度は 75haとされたが、政府が自作農創設のために買収・収用した土地は皆無であった。⁵⁵フィリピンでは 1955 年の「土地改革法」を皮切りに 1963 年の「農地改革法」、1971 年の同改正法、1972 年の「小作農開放令」と改革が行われたが、1980 年のセンサスでは小作地は 26.5%へと僅かに増加した。⁵⁶

4.6 農地改革と土地再分配に伴う経済的措置

多くが法的な強制力を伴う農地改革においても経済性は成功の要件である。アイルランドの農地改革は土地の強制買上げや収用によらず、金融機関を通じた高度な資金運用や土地債券の発行によって、完全に近い自作農創設を実現した。1871 年の「アイルランド国教会廃止法」による農地改革では小作人は土地代金の 1/4 を即時に支払い、残りは保有地を抵当として、教会財産整理委員会から年利 5.33%、32 年年賦で信用を受けた。⁵⁷1885 年の「土地購入 (アイルランド) 法」では全額貸付で地代よりも低い年利 4%の 49 年年賦支払いが実現した。さらに 1891 年の「土地購入及び稠密<アイルランド>法」によって、地主へ利付土地債券が交付されるようになった。⁵⁸「1903 年アイルランド土地法」では地主は土地代金をアイルランド土地購入基金から、一括払いされ、購入基金は利付土地債券によって、ロンドンのシティから調達された。⁵⁹

日本の農地改革でも農地売買で一部現金とともに年利 3.6%、30 年以内の年賦の農地証券が地主に支払われ、小作農も同じ利子年賦で農地代価を支払ったが、公租公課を合計して年生産物価格の 1/3 を超える場合は減免された。⁶⁰パキスタンの 1959 年の農地改革では農地代価は地主へ相続可能な証券で支払われた。⁶¹北ベトナムは 1953 年の「土地改革法」で

フランス人等の地主の土地の収用を行い、補償として当該地の年平均生産額で年利 1.5%の 10 年国債を交付した。⁶²一方、戦後の南ベトナムでは地主への土地の補償は 10%を現金で、残りは年利 3%、12 年満期の政府公債での支払いが定められた。⁶³台湾の 1953 年の「農民土地所有法」では農地の補償は平均収穫高の 3 倍とし、インフレによる減価を避けるため債券制度が導入された。支払い限度は土地債券で 75%、政府企業の株式で 25%とした。⁶⁴社会主義国の中国でも 1946 年からの農地改革では地域によって、地主の土地買い上げに 10 年償還の土地債券が発行された。⁶⁵ハンガリーの 1945 年の農地改革では土地代価は平均市場価格の約 1/4 とし、土地なし農民は 20 年年賦で、小農は 10 年年賦の返済とされた。⁶⁶

農地改革の近代化とともに金融的処置も複雑化したが、1950 年のイタリア南部の土地改革では収用地の補償は資産への特別累進税を基礎に算定され、年利 5%、25 年償還の公債によった。譲渡価格も地主への補償額に土地改革公団による改良事業の費用を足し、政府助成金を引いた額の 3 分 2 以内という複雑なもので、年利 3.5%の 30 年払いと規定された。⁶⁷ペルーのベラスコ政権による 1969 年の農地収用では地主の直接経営地は地価が 10 万ソル（2,305 米ドル）以下の場合は全額現金で、超過部分については年利 6%、20 年償還の債券で支払われた。賃貸地は 5 万ソル（1,153 米ドル）までは現金で、超過部分は年利 5%、25 年償還の債券で支払われた。^{68 69}

土地の払い下げの価格設定では土地市場が未発達な場合は年収穫高を基準単位とすることが多い。フィリピンのマルコス政権の農地改革では農地代価は 3 平年作の 2.5 倍とされ、農地代金の支払いは年利 6%、15 年年賦とされた。⁷⁰また、貨幣経済の未発達な国々では、再分配地の代価も物納される場合があった。台湾の 1948 年の公有地払下げでは土地代価は主要作物の 2.5 年分の年収穫高で、田の等級に従い、無利子の 5 年～7 年の年賦現物支払いと定められ、1951 年には一律 10 年に改められた。⁷¹韓国の 1948 年の「中央土地行政処設置令」では公有地を 2 町歩以下に分配し、年収穫高の 3 倍の代価を年収

穫高の 20%で 15 年年賦による現物納入を行うと定めていた。⁷²

農民の分配農地の代金支払いにおいて、政府の補助金や経済的支援、金融機関からの優先的な融資は再分配の進展を左右する。殆どの中南米諸国の憲法が市価での土地取得を義務付けているが、チリでは市価以下に土地取得を制限し、ようやく農地改革が可能となった。また、農地取得の融資を専門とする公的金融機関を通じた融資計画が立てられることが多い。⁷³メキシコではエヒードの農業集団化において、自らの信用機関であるエヒード銀行が融資を行った。⁷⁴フィリピンでは農業融資は地主と高利貸に支配されてきたが、マグサイサイ政権は 1952 年の「農村銀行法」に基づき政府資金の特別融資を農村銀行や農民の信用機関に行ない、自作農創設を支援した。しかし、1955 年の農地改革では土地の補償が時価だった一方、小作農は年利 6%の負担があったため、買収面積を縮小せざるを得なかった。⁷⁵

4.7 入植政策、開発政策と公有地払い下げ

農地改革において荒蕪地や未耕作地の開拓、入植は政府によって直接的間接的に実施されたが、農地改革の代替策として、あるいは農地改革の一環としても行われてきた。南ベトナムのゴー政権では 1957 年以来、大規模な入植政策を実施し、1962 年まで、合計 9 万 ha の土地に 21 万人余りの農民を移住させた。入植民は一戸あたり 4 ha を与えられ、ゴム、コーヒー等は共同で作付けした。⁷⁶中東諸国でも新しい灌漑地に大規模入植計画が実施されてきた。⁷⁷1972-79 年のエクアドルの軍政下ではアマゾン地域等への入植が推進された。⁷⁸ホンジュラスでは 1967 年に中米最大である 51,000 ha の入植計画が立てられた。⁷⁹

屯田兵制度と同様に入植政策はしばしば安全保障政策の側面を持つ。マレーシアでは共産ゲリラ対策として、1950-52 年に新村計画 (New Village Scheme) と呼ばれる入植計画が実施された。その後も小農と土地なし農民の問題解決のため入植計画を行い、1960 年の「集団入植地法」で本格化した。入植者への譲渡面積は 2-6 エーカーであったが、イスラム法と慣習法による土地の等分相続により、短期間で零

細農民に転落する者が増えた。^{80 81}

一方、入植政策、開発政策は莫大な予算や資金を伴い、経済的理由による失敗も多い。時に入植地域で大きな弊害や摩擦も引き起こす。インドネシアのスハルト政権は 1967 年から国土の 70%で大規模な開発を進めたが、現地住民の伝統的な土地権が阻害され、紛争が頻発した。同時にスハルト政権は開発移住政策を推し進め、熱帯林伐採跡地に入植させた。入植者は開発移民として社会集団を形成し、現地住民との間に大きな摩擦が生じた。⁸²フィリピンでも国家の入植事業は戦前のアメリカ統治時代から行なわれてきた。戦後、マグサイサイ政権は全国入植復興局を設置したが、莫大な資金や僻地の開墾等の困難によって十分な成果を挙げなかった。しかし、終戦から 1958 年 6 月までの払い下げ面積は 118 万haに及び、そのうち自作農地は 76 万haを占めた。⁸³

耕作可能な広大な国有地の払い下げは自作農創設の重要な政策となり、また、政府による集団入植の対象とされてきた。1862 年のアメリカの「ホームステッド法」は 5 年間の開墾を条件に 160 エーカーの公有地を無償提供するものであったが、アメリカが支援する農地改革立案に大きな影響を与えた。⁸⁴韓国駐留のアメリカ軍は 1946 年時点で日本人等の所有地だった 32 万 4000 余町歩を所有した。1948 年の「中央土地行政処設置令」によって、2 町歩以下に分配し小作農等に払い下げた。同年 8 月までに総筆数の 85%の分配が完了し、自作農が 30%から 55%に変化したとも言われる。^{85 86}

4.8 農業集団化

資本主義国家と社会主義発展途上国でも土地収用と再分配に伴い、農業集団化が行われることがあるが、自作農創設後の農業集団化は不徹底で再分配が革命の主目標となることが多かった。メキシコの農地改革は 1915 年の農地法制定から 1992 年まで長期間に渡った。1917 年憲法によって大土地所有解体後に共同体的土地保有であるエヒードが作られ、それは 1940 年には全耕作地面積の 47.4%に達した。エヒードはほぼ集落の単位に沿っており、自治組織や共同耕作、店舗運営、機材活用等の多様な機能を担っている。エヒードの大部分は世襲権のある分割地

として徐々に個人に分配されていったが、共同耕作を行う集団エヒードの方は縮小していった。⁸⁷

ニカラグアのサンディニスタ (Sandinista) 政権の 1979 年からの農地改革では、42 年間続いた旧ソモサ (Somoza) 政権閥族の土地資産を接収し、国営農地改革企業体が国営農牧場として運営したが、メキシコのエヒードに類似した協同組合も作られた。⁸⁸チリ⁸⁹のフレイ (Eduardo Frei) 政権の 1967 年の「農地改革法」では企業の大農場を収用後、アセンタミエント (Asentamiento) という生産農業共同組合に分配した。この組合組織は導入後 3-5 年後に継続するか個別経営化するか選択できたが、1973 年、軍事政権によって解体され、収用地は地主へ返還された。⁹⁰

ビルマでは独立後の 1948 年制定憲法で土地国有化とその後の分配が明記された。1953 年から農地改革が施行されたが、農業集団化は行なわれず、土地国有化は再分配までの過渡的処置であった。⁹¹北ベトナムは 1953 年の「土地改革法」でフランス人等の地主の土地の収用を定めた。中央土地改革委員会の発表によれば、1949 年から 1953 年までの分配地は地主所有地の 40%に及び、農民が全農地の 98%を所有し、平均で 0.5ha 程度の農地を持つに至った。⁹²

5. 農地改革の諸基準

5.1 所有地と小作地の地積制限

保有地の地積制限は歴史的にも土地制度の要であったが、現代の多くの農地改革においても最も重要な基準となってきた。資本主義国の農地改革の大半は地積制限の強化と自作農拡大を主要な目標としており、多くは土地の再分配とともに行われる。日本の農地改革では自作地の保有制限は内地で平均 3 町歩、北海道で 12 町歩以下とされた。⁹³それは国土の狭い耕作可能地に準じたものであったが、各国の農地改革でも保有地上限の設定において地理的条件が優先される。韓国の 1950 年に改正された「農地改革法」では地主の 3 町歩以上の農地等が買収対象とされた。また、3 町歩以内の自作地や非農家の 500 坪以内の家庭農園等は買収対象から除外された。分配面積も 1 戸あたり 3 町歩以内に制限された。⁹⁴農地

改革は朝鮮戦争で中断されたが、農林部の集計では 1945 年時点の 144 万 7000 町歩の小作地のうち、1957 年末までの総分配地は約 53 万 4991 町歩に達し、残りの 90 万町歩余は地主自身で処分された。⁹⁵また、改革実施後の農地の平均規模は 0.9ha であった。⁹⁶

東南アジアでは米作以外に大規模なプランテーションが行われてきたことから、地主や大規模農業経営の保有地上限が高いのに比べて、小作農や農業労働者への再分配地面積が小さいことが多かった。1930 年代のベトナムではフランス人植民者は国有未開地の払い下げで土地を取得したが、最大限度 300ha までは無償で交付した。⁹⁷戦前、南部では 100ha 以上の大地主が約 40% の水田を所有していた。戦後の南ベトナムの農地改革では地主の保有限度 100ha の内、小作農保護の観点から自作面積は 30ha までとされたが、100ha 以上の大地主は中部ベトナムでは皆無で、南部でも 2400 人程度で自作農創設は進まなかった。⁹⁸

中南米の伝統的大農園と企業による近代的大農場は一般に高い所有地の保有限度を持つが、革命政権やいくつかの中道左派政権は厳格な所有地制限を定めた。ペルーでは 1961 年時点で 500ha 以上の大農場が 89.3% の農地面積を占める一方、5ha 未満の小農場は面積では 6.1% に過ぎなかった。⁹⁹1964 年には第 1 次ベラウンデ (Fernando Belaúnde Terry) 政権の「農地改革法」で農地保有限度を灌漑地で 150ha、天水農地 (非灌漑農地) で 450ha、天然の牧草地で 1500ha と定めたが、企業経営大農場は対象から除外され、再分配事業は進まなかった。¹⁰⁰ ¹⁰¹革命後のキューバでは 1959 年の「農地改革法」で所有地限度を 30 カバリェリーア (約 402.6ha: 1caballeria=13.42ha) と定めた上で、効率的な利用地については 100 カバリェリーアまでとした。小作農は 2 カバリェリーアまで所有権が認められた。1963 年の第二次土地改革では 5 カバリェリーア以上の農地が国有化され、総農地面積の 7 割に達した。¹⁰²ニカラグアのサンディニスタ政権は 1981 年の「農地改革法」によって、先進的な農業地帯では 500 マンサナ (1manzana=約 0.7ha)、牧畜や穀物栽培を行なう地帯では 1000 マンサナ以上の未利用の所有地や小作地等を収用対象とした。1986 年には面積の収用制

限も外された。チリの Frei 政権では 1967 年の「農地改革法」で 80ha 以上の灌漑農地を収用対象とした。¹⁰³

中南米ではクーデターや反乱で農地改革が頓挫し、成果が取り消されることも多かった。グアテマラの アルベンス (Jacobo Arbenz) 政権による 1952 年の農地改革では 270ha 以上の私有農地の未耕作地は全て収用され、90ha から 270ha の農場は耕作地が 1/3 以下の場合のみ収用されるとした。しかし、アメリカ支援の反乱軍の政権打倒によって、改革は中止された。¹⁰⁴エルサルバドルでは逆に 1979 年に成立した軍民政権と次のキリスト教民主党政権はアメリカの支援下で農地改革を実施した。改革では 500ha 以上の私有地農場が収用され、地主は 100ha ないし 150ha の所有のみが許されたが、1983 年に 245ha に拡大された。残余は生産農業協同組合の耕作地とされ、全ての小作農は 7ha まで自作地を所有しうるとされた。しかし、多くの農場は 100ha 以下であり、その農業労働者も含めて改革の対象外となった。¹⁰⁵ ¹⁰⁶

第二次大戦前、ハンガリーでは貴族等の 1% の 100 ホルド (hold/cadastral joch: 1 ホルド=約 0.57ha) 以上の土地所有者が全所有地の 48% を占めていた。¹⁰⁷1945 年 3 月の新政府の土地改革令によって、100 ホルド以上の私有地は収用された。¹⁰⁸分配地の最小規模は 3 ホルド (約 1.7ha)、最大規模は 15 ホルド (約 8.6ha) とされたが、厳守されず、平均分配面積は 5.1 ホルドだった。土地なし農民は家族 1 人当たり 0.5 ホルドから 1 ホルドずつ土地配分が増加された。¹⁰⁹

日本の農地改革では小作地保有制限が内地で平均 1 町歩、北海道で 3 町歩とされたように、¹¹⁰所有地全体ではなく小作地のみが制限されることもある。マレーシアのケダー州では 1970 年より 25 エーカー以上の小作地保有を禁止している。¹¹¹1958 年に西パキスタンは灌漑地で 500 エーカーを保有限度としていたが、総農地面積約 2500 万エーカーのうち、政府の買収地は未墾地を含めて約 200 万エーカーであった。¹¹²所有地全体への面積制限は通常、小作地保有制限より有効であるが、保有限度が高いと小作制限の効果が減ずる。小作地保有制限も監視が不

十分な場合、親族の分筆登記や闇小作を増加させる。

5.2 土地の区分と登記内容：地目、所有権、用益権

現代の先進国では都市計画・国土計画の中心的基準として、土地利用の転換を規定する地目の変更が積極的に行なわれている。経済の発展や産業構造の変化に伴って、原野から農地へ、また農地や山林から宅地や商業地への転換が多く行なわれている。農地改革では所有権と占有権の転換が伴うが、改革の計画と立法、施行における主要な基準として地目(農地、宅地、山林等)以外に所有権と用益権あるいはその形態(自作、小作、自小作、分益小作、在村地主、不在地主、個人、法人、組合、国有等)、利用状況(貸借、自家用、利用地、未利用地等)、小作と貸借の期限、地積、農地の生産性、土地の収益性等、多様な区分が用いられている。

中南米の多くの国では灌漑地と天水農地、牧草地で保有制限が異なるのが特徴である。メキシコの1917年憲法では収用されない農場の保有限度を灌漑地で100ha、天水農地で200haと定めた。1934年の「農地法典」(Código Agrario)では一人当たりの保有限地度は灌漑地で4ha、天水農地で8haと規定されたが、1943年の新しい「農地法典」では灌漑地と天水農地は6haと12haへ拡大された。また、綿花栽培の灌漑地は150ha、サトウキビ等特定の作物耕作地は300haと詳細な規定が加わった。¹¹³ホンジュラスで積極的な農地改革を行ったアレジャーノ(López Arellano)軍事政権は1974年の「新農地改革法」で土地の質、地理的位置、潜在的生産力に従い農地面積の所有制限をした。¹¹⁴

1958年の西パキスタン(現パキスタン)の土地制度改革では地主の保有限度が灌漑地で500エーカー、天水農地で1000エーカーなのに対して、国土の狭い東パキスタン(現バングラデシュ)では33エーカーであった。¹¹⁵東西パキスタンの保有限度の差には国土面積とともに小麦と米という主要作物の違いも反映されているが、通常、米を主要作物とする東アジアと東南アジアでは農家の所有地の保有限度が低い。米が主要作物のタイでも1954年の「土地法」では農業用地は50ライ(1ライ=0.16ha)まで、宅

地は5ライまでに制限された。¹¹⁶台湾の1953年の「農民土地所有法」では保有限度は中等地で田は3甲(甲=町歩)、畑は6甲であった。¹¹⁷ ¹¹⁸また、在村地主と不在地主の違いも重要であるが、両者に3甲の標準保有地を認めたのはむしろ例外的な処置だった。¹¹⁹

農地改革に関連して用益権の区分として重要なのが収穫量に応じて小作料納入を行う分益小作であり、土地なし農民に次ぐ貧農として区分される。フィリピンでは1960年時点で全農民の55%が小作農と自小作農であったが、その小作地の86%が分益小作であった。¹²⁰ ¹²¹ ¹²²

5.3 小作、貸借、所有の期限

農地改革の一部として、あるいはその前段階として多くの国で農地と土地の貸借期間の延長が借家借地権の強化の一環として行なわれた。また、未利用地等に対する所有期限を設定する事例もある。不動産や農業契約の取得時効と消滅時効や土地関連法における特定の期間と時間の規定によらずとも恒常法か時限法かの違いでも法効力の永続性や一時性が選択されうる。小作保護政策として小作料制限とともに小作期間の保障は多くの国で行われてきた。インドでは1969年に土地占拠が西ベンガルに急速に広がった後、政府は所有者が放置している土地の三年間の耕作権を分益小作に与えた。¹²³戦後の台湾の農地改革において、小作期間は3年から6年まで各県市委員会によって決定された。¹²⁴しかし、小作期間が満了しても地主は自作を希望する場合だけ小作契約を終了できた。¹²⁵1967年の「小作改正法」では最低3年以下の小作契約を禁じたが、米作地にしか適用されなかった。稀な例ではマレーシアの1955年の「小作法」では小作契約は1季節か1年以下に制限されたが、不利な小作契約継続を防止するためだった。¹²⁶

多くの農地改革で自作地への転換に伴い、地主と土地取得農民の土地所有権に対する期限設定がなされた。パキスタンの「1950年シンド小作法」は小作人がザミンダールの同じ土地を3年間小作していれば、4エーカーまで永代借地権を与えた。¹²⁷1964年の「パンジャブ土地利用法」では4収穫期間の未耕

地は政府が一時的に 10 年間管理し、小作人に貸し出すとされた。¹²⁸戦後の南ベトナムの農地改革では 3 年～5 年の小作期間を保証したが、所有地分配を受けた者は 1 年以内に全部を耕作せねばならず、10 年間は小作・抵当・転売・債務弁済を禁じられていた。¹²⁹タイでは 1954 年の「土地法」により、3 年以上の未耕作地か空き地は国が収用するとされた。¹³⁰

また、伝統的な土地利用権が土地所有権に転換される際、時間的条件が付される場合もある。米西戦争以前のフィリピンでは 1880 年の王室布令で占有者が良権原 (good title) で善意による占有地は過去 10 年間の占有で、また土地が耕作条件にある場合は過去 20 年の占有で、未墾地は過去 30 年間の占有の立証で土地所有が認可された。¹³¹

マレーシアではイギリス本国の土地の賃借権、利用権を基盤とする土地制度を採用したが必然的に期限設定を伴った。1965 年にマレー半島に適用された「国家土地法」は形式的に各州のスルタンに帰属する土地は州政府から永代譲渡 (grant) か 99 年以内の期限付き賃借権譲渡 (leasehold) によって払い下げられるとした。そして、土地を譲渡された者は州政府への地代支払いを義務付けられた。しかし、売買権や相続権を持ち、慣行的に土地所有権 (land ownership) と呼ばれている。¹³²

6. おわりに、農地改革とは

6.1 改革成功の条件

農地改革は強力な中央政府の統制と施行なくしては不徹底なものに終わりやすい。多くの成果を挙げた農地改革は民主的政権よりも中央集権的な政権によった。農地の取得と再分配においても、収用に近い施策が採られたのもそのためである。農地改革は小作制限等の土地所有における階級格差是正を目指すものなので、当然、社会全体を包括した大規模な制度改革でなければ形骸化する。そして、農地取得を促進する公的地価設定と特惠的融資がないと実効性がない。また、土地所有制限の回避を防ぐためにも小作料制限等の副次的制限の強化も必要である。

農地改革の最大の争点は地積制限である。小作の大半を安定した自作農経営に転化するための総農地

面積と戸当たりの平均農地面積を設定し、徹底した所有地積制限が行われない改革は不徹底に終わった。

6.2 経済構造と法的是正

農地改革の大半は農民の経済的かつ社会的厚生のための最低限の農地を所有する自作農創設を目的とした。土地改革では住宅供給という厚生の観点から柱である。農地改革と土地改革は農業や土地制度を形成する経済関係・経済構造とそれを固定する土地所有権等の法体系を政府が法的手段によって、是正するものである。したがって、改革の多くが土地に関する経済的諸力と所有権の衝突への対策として要請されたが、またその衝突の故に失敗に至った。

日本の地租改正後、土地の市場取引の結果として小作制という階級的農地制度に帰結したように、絶対的土地所有権は希少財である土地の付加価値の半永久的蓄積を生じさせる。そして、下方硬直的な土地市場を形成させる。これが土地問題において経済の自律調整によって十分に是正されず、法的手段を伴う改革が行われる所以である。農地改革と土地改革には地積制限が要件となる。改革の成果を恒久化するためには、半永久的に蓄積する土地所有の付加価値が経済構造に及ぼす弊害を定期的にリセットする必要がある。そのような土地所有期限を法規定と施行内容に盛り込むことも必要である。それが立法上、施行上、困難な場合でも、土地相続税の強化や企業の土地資産税の累進性強化等の長期的な土地所有への制限となる土地政策が可能である。農地改革と土地改革は経済・政治・社会の諸条件と諸要素を調整した立案、立法、施行が必要であり、極めて困難な課題である。だからこそ、現代国家には正しい方針に則った新たな改革方法が求められる。

¹ 国際食料農業協会『世界農地改革会議』国際食料農業協会、1980、112

² 国際食料農業協会、前掲、112-120

³ 高橋純一『アイルランド土地政策史』社会評論社、1997、56.57.62-70

⁴ 石井章「ペルーの農地改革と農業共同経営」斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所、1976、134-139

⁵ 滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研

- 究所、1976、166-167
- ⁶ 高橋彰「フィリピンの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革』アジア経済研究所、1962、315
- ⁷ 山内理人『ロシアの土地改革：1989～1996』多賀出版、1997、P 39.40
- ⁸ 大和田啓気「台湾の土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革Ⅱ』アジア経済研究所、1963、349
- ⁹ 生田靖『ハンガリーの農業と農業協同組合ー農業の集団過程 1945 年～1970 年ー』関西大学出版部、1986、46.47
- ¹⁰ 高橋彰、前掲、331
- ¹¹ 佐藤千鶴子『南アフリカの土地改革』日本経済評論社、2009、119
- ¹² 深沢八郎「ヴェトナムの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革Ⅱ』アジア経済研究所、1963、199.217.218.220
- ¹³ 浜口恒夫「独立後の農業改革と土地問題」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店、1972、200.201.220.221
- ¹⁴ 浜口、前掲 206.207.218-220
- ¹⁵ 斉藤一夫「ビルマの土地改革」大和田啓気編『アジア土地改革』アジア経済研究所、1962、102201.202
- ¹⁶ 梶田勝「インドネシアの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革』アジア経済研究所、1962、219.226
- ¹⁷ 大和田、1962、335
- ¹⁸ 高橋彰、前掲、317-321
- ¹⁹ 深沢、前掲、199.217.218.220
- ²⁰ 高橋純一、前掲、56.57.62-70
- ²¹ 大和田啓気「パキスタンの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革』アジア経済研究所、1962、136.137
- ²² 大和田、1962、120
- ²³ 大和田、1962、108-115
- ²⁴ 堺憲一「イタリア南部における土地占拠と土地改革」椎名重明編『ファミリー・ファームの比較史的研究』お茶の水書房、1987、133
- ²⁵ 天野元之助『中国の土地改革』（アジア経済研究シリーズ第 34 集）、アジア経済研究所、1962、3.4.21-41.78
- ²⁶ 姫田光義「人民解放戦争期の土地改革・農民運動」野沢豊、田中正俊編『講座中国近現代史/第 7 巻』東京大学出版会、1978、57-72
- ²⁷ 斎藤仁「戦前日本の土地政策」斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所、1976、3-42
- ²⁸ 玉井虎雄「マラヤの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革Ⅱ』アジア経済研究所、1963、304-306
- ²⁹ 深沢、前掲、199.204.205.215
- ³⁰ 村井勉「北ベトナムの土地改革」斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所、1976、P 67-74
- ³¹ 北原淳「タイにおける土地所有権の確定」斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所、1976、P 217-221.241-243
- ³² 藤本彰三「タイ稲作農村における土地制度と技術革新」梅原弘光編『東南アジアの土地改革と農業変化』アジア経済研究所、1991、196-205
- ³³ 桜井浩『韓国農地改革の再検討』アジア経済研究所、1976、45.46.107-109
- ³⁴ 松田康博『台湾における一党独裁体制の成立』慶應義塾大学出版会、2006、P381-417
- ³⁵ 大和田、1962、321.324.328.344.346-353
- ³⁶ 平野義太郎「アイルランドにおける土地問題」守屋典郎編『平野義太郎選集第四巻、土地改革とその歴史的展開』白石書店、1991、117-243
- ³⁷ 高橋純一、前掲、52-57. 93-118
- ³⁸ 桜井、前掲、2.3.7-11
- ³⁹ 石井章『ラテンアメリカ農地改革論』、学術出版会、2008、353
- ⁴⁰ 石井章「メキシコの農地改革と農業構造」石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所、1983、7.8
- ⁴¹ 石井、2008、183-205
- ⁴² 佐藤、前掲、111-113
- ⁴³ 大和田、1962、315.316.344
- ⁴⁴ 大和田、1962、329
- ⁴⁵ 梶田、前掲、217
- ⁴⁶ 窪田光純『韓国の農地改革と工業化発展』日本経済通信社、1983、77-79
- ⁴⁷ 桜井、前掲、79-100
- ⁴⁸ 堺、前掲、130 - 136
- ⁴⁹ 佐藤、前掲、106 -125
- ⁵⁰ 生田、前掲、35.36.55-58.63.67.84-87.101-105
- ⁵¹ Abrahams, Ray, *After Socialism: Land Reform and Social Change in Eastern Europe*, Oxford: Bergan Books, 1996.85-112
- ⁵² 山内、前掲、103-106
- ⁵³ 山内、前掲、17-20.43-49.115
- ⁵⁴ 山内、前掲、124.125.128.129
- ⁵⁵ 滝川、1976、15-17.40-75
- ⁵⁶ 梅原弘光「フィリピンにおける私的土地所有権展開に関する一考察」梅原弘光編『東南アジアの土地改革と農業変化』アジア経済研究所、1976、321.329
- ⁵⁷ 高橋純一、前掲、56.57
- ⁵⁸ 高橋純一、前掲、76-91
- ⁵⁹ 高橋純一、前掲、93-118
- ⁶⁰ 葛建廷「日本の農地改革ーその意義と限界」『創価

- 大学大学院紀要』(第31集)創価大学大学院、2009、147.148
- 61 大和田、1962、143.144.152
- 62 村井、前掲、67-74
- 63 深沢、前掲、219
- 64 大和田、1962、358
- 65 天野、前掲、26-31
- 66 生田、前掲、35.36.55.63.67.84-87
- 67 堺、前掲、130.131
- 68 石井、2008、254
- 69 Lehman, David, *Agrarian Reform & Agrarian Reformism*, London: Faber and Faber, 1974.26-70
- 70 マリア・ロザリオ・ピケロ・バレスカス『真の農地改革を目指して』(訳:角谷多佳子)国際書院、1995、101-103.131
- 71 大和田、1962、350
- 72 桜井、前掲、63-77
- 73 国際食料農業協会、前掲、108
- 74 石井、2008、72
- 75 高橋彰、前掲、331.343-345
- 76 深沢、前掲、238.239
- 77 国際食料農業協会、前掲、110
- 78 石井、2008、21
- 79 石井、2008、346
- 80 堀井健三「マレーシアにおける集団入植法の成立・展開と土地所有権の変容」梅原弘光編『東南アジアの土地改革と農業変化』アジア経済研究所、1991、59-103
- 81 Cleary, Mark, Eaton, Peter, *Tradition and Reform: Land Tenure and Rural Development in South-East Asia*, New York: Oxford University Press, 1996. 91-103
- 82 中島成久『インドネシアの土地紛争—言挙げする農民たち—』創成社、2011、10-14.56.60-77.105
- 83 高橋彰、前掲、333-342
- 84 折原卓美「ホームステッド法の政策理念」椎名重明編『ファミリー・ファームの比較史的研究』お茶の水書房、1987、165
- 85 桜井、前掲、63-77
- 86 窪田、前掲、81.82
- 87 石井、2008、11.63-66.89-154
- 88 石井、2008、26.27.321-342
- 89 Lehman, 1974.71-120
- 90 石井、2008、21-23
- 91 斎藤一夫、1962、191-200.209
- 92 村井、前掲、78.79.80.97-114
- 93 葛、前掲、148
- 94 窪田、前掲、80.81
- 95 桜井、前掲、117-120.141
- 96 国際食料農業協会、前掲、49
- 97 深沢、前掲、131.132
- 98 深沢、前掲、218.221.235.250
- 99 石井、1976、116-118
- 100 石井、2008、24.250
- 101 Lehman, .26-70
- 102 石井、2008、17.18
- 103 石井、2008、21.321-342
- 104 石井、2008、16
- 105 石井、2008、28.29
- 106 Montgomery, John D., *International Dimensions of Land Reform*, Boulder: Westview Press, 1984. 31-62
- 107 家田修「ハンガリーにおける第二次大戦後の土地改革と農民的土地所有」椎名重明編『ファミリー・ファームの比較史的研究』お茶の水書房、1987、141.142
- 108 家田、前掲、144
- 109 生田、前掲、67-78
- 110 葛、前掲、147
- 111 堀井、前掲、57
- 112 大和田、1962、125.154
- 113 石井、2008、9.71.77
- 114 石井、2008、19.345-359
- 115 大和田、1962、125
- 116 斎藤一夫「タイの土地改革」大和田啓気編『アジアの土地改革Ⅱ』アジア経済研究所、1963、102
- 117 大和田、1962、357-362
- 118 松田、前掲、402-406
- 119 大和田、1962、358
- 120 滝川、1976、22
- 121 高橋彰、前掲、327-329
- 122 梅原、1976、315-321
- 123 古賀正則「独立後の農民運動の展開と課題」中村平治編『インド現代史の展望』青木書店、1972、294
- 124 大和田、1962、333
- 125 大和田、1962、339
- 126 堀井、1976、43-66
- 127 大和田、1962、133
- 128 大和田、1962、135
- 129 深沢、前掲、205.219
- 130 斎藤一夫、1963、101
- 131 梅原、1976、337-341
- 132 堀井、1991、60-62

(Received:January 22,2015)

(Issued in internet Edition:February 6,2015)